## 第2条(カード利用代金の支払区分等)

- 1. 安心オプションを指定した会員のカード利用代金の支払区分は、会員規約第30条にかかわらず、カード利用代金が安心オプションの範囲内の場合は1回払い、安心オプションを超えた場合は<u>リボ</u>払いとします。なお、カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
- 2. 安心オプションは、本カードの毎月支 払額のことを指し、会員規約第32条にか かわらず、2万円以上1万円単位(元金定 額コース)で指定した金額(ただし、締切日 の残高が毎月支払額に満たないときはその 金額)に第3条に定める手数料を加算した 額とします。また、会員が希望し当社が適 当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法と することができます。なお、当社が定める 日までに当社所定の方法で本会員が希望し 当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を 増額または減額できるものとします。

## 第3条 (手数料の計算)

手数料額は下記の方法で算出するものとし ます。

1. 支払期日の前々月締切日翌日から前月 締切日までの期間における<u>リボ</u>払いの未決 済残高(付利単位100円)に対し、当社所 定の手数料率により年365日(閏年は年 366日)で日割計算した金額を1ヵ月分

## 第2条(カード利用代金の支払区分等)

- 1. 安心オプションを指定した会員のカード利用代金の支払区分は、会員規約第30条にかかわらず、カード利用代金が安心オプションの範囲内の場合は1回払い、安心オプションを超えた場合は<u>リボルビング</u>払いとします。なお、カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
- 2. 安心オプションは、本カードの<u>弁済金</u> (毎月支払額) のことを指し、会員規約第32条にかかわらず、2万円以上1万円単位(元金定額コース)で指定した金額(ただし、締切日の残高が<u>弁済金</u>に満たないときはその金額)に第3条に定める手数料を加算した額とします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス<u>増額弁済金</u>を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、<u>弁済金</u>(毎月支払額) を増額または減額できるものとします。

## 第3条(手数料の計算)

手数料額は下記の方法で算出するものとします。

1. 支払期日の前々月締切日翌日から前月 締切日までの期間における<u>リボルビング</u>払 いの未決済残高(付利単位100円)に対 し、当社所定の手数料率により年365日 (閏年は年366日)で日割計算した金額

として支払期日に後払いするものとしま を1ヵ月分として支払期日に後払いするも のとします。 す。 <お支払い例(安心オプション5万円の場 <お支払い例(安心オプション5万円の場 合) > 合) > (略) (略) ◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 ◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 120,000円) 120,000円) (略) (略) ③ 毎月支払額…50,000円 ③ 弁済金…50,000 円 (略) (略) ◆第2回(10月26日)お支払い ◆第2回(10月26日)お支払い (略) (略) ③毎月支払額…50,115 円 (①115 円+② | ③弁済金…50,115 円 (①115 円+②50,000

円)

50,000円)